答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成26年12月24日付けで行った、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、平成26年12月8日付けで、埼玉県情報公開条例(平成12年 埼玉県条例第77号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に 対し、

「平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近で使用したスピード取締り計測器の法定メンテナンス記録及び当日使用直前の試走結果確認記録」との開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対して、平成26年12月24日付けで、開示請求された公文書の存否を答えること自体が公共の安全と秩序の維持及び警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり条例第10条第3号及び第5号に該当する不開示情報を開示することとなるためその存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成27年2月12日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」 という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年3月25日に諮問庁から条例第 22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受け た。

(5) 当審査会は、平成27年9月4日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の不開示理由について、計測器の性能及び当日の使用方法の開示が、公 共の安全と秩序の維持及び警察活動の遂行を阻害するとは到底思案いたしかねる。 改めて、阻害すると考える理由を明解に示していただきたく、また開示に向けて 再考いただきたい。

(2) 審査請求の理由

当日使用した計測器の性能(メンテナンス記録及び直前試走結果確認記録等)を 確認して、自己のスピード感性との違いを認識するため。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の日時及び場所における速度違反取締りの際に使用した機器に関する記録の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して対象文書の存否を明らかにするとことは、特定の日 時及び場所において交通指導取締りが行われたか否かという事実の有無(以下「本 件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせることになる。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

取締りを実施する時間や場所については無制限に選定できるものではなく、交通 事故の抑止対策等として将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、 たとえ開示請求された時点においては過去の情報であっても、これらの情報が開示 されると取締りの時間や場所が特定され、将来の取締時間、場所等が推測されるこ とから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を 講じる蓋然性が高くなり、当該取締時間、場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となる。

対象文書の存在又は不存在を明らかにした場合には、交通指導取締りの時間及び場所の探索が可能となり、交通指導取締りを逃れ、違法行為を誘発し、あるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、厳正かつ公平な交通指導取締り業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第10条第3号にいう犯罪の予防や鎮圧をは じめ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当な理 由がある情報であるとともに、同条5号にいう警察活動の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがある情報である。

(3) 存否応答拒否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在している か否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当 該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と 規定している。

したがって、上記(2)のとおり、本件存否情報は条例第10条第3号及び第5号の不開示情報に該当することから、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

(4) 実施機関は上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の日時及び場所で使用したスピード取締り計測器の法定メンテナンス記録及び当日使用直前の試走結果確認記録の開示を求めるものである。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとして実施機関が行った本件処分を不服として、審査請求人がその取消しを求めているものである。

そこで、当審査会は、実施機関の行った本件処分の妥当性について検討を行う。

(3) 本件存否情報の条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公 訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定し ている。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と 秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯 罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

交通違反を取り締まる上では、いつ、どこで取締りが行われているのか、運転者が予測できないことにより実効性が確保されるものと考えられる。

交通取締りを実施する時間及び場所については、取締り現場における安全性の確保や道路交通への影響等を総合的に検討して選定しているものであり、無制限に行うことができるものではないと認められる。

そのため、交通取締りの日時及び場所が公にされるとすれば、同様の開示請求が多数かつ探索的に行われた場合、交通取締りの行われた日時及び場所が類型的に明らかとなり、将来における交通取締りの日時及び場所を推測することが容易となる。その結果、悪質な運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通取締りを行っている日時及び場所以外では、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する

ものと認められる。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、 諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

(4) 存否応答拒否の適否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在している か否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当 該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と 規定している。

開示請求がなされた場合、通常は請求に係る公文書が存在すればそれを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在しなければ不存在を理由として不開示の決定がなされる。このように、情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかしながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じかねない情報の請求や、特定の者又は特定の日時、場所等の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が不開示情報を定める条例第10条各号の規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求に係る公文書について、不存在を理由に不開示決定をすると特定の 日時及び場所において交通取締りが行われていないことが明らかとなり、逆に本件 開示請求に係る公文書が存在することを前提に開示・不開示の決定をすると特定の 日時及び場所において交通取締りが行われていたことが明らかとなる。

よって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 10条第3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の 規定に基づき不開示とした本件処分は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月	日	内 容
平成27年	3月25日	諮問を受ける(諮問第275号)
平成27年	3月25日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年	7月24日	審議(第一部会第103回審査会)
平成27年	9月 4日	諮問庁から意見聴取及び審議(第一部会第104回審査会)
平成27年1	0月 5日	審議(第一部会第105回審査会)
平成27年1	1月12日	答申